

## 令和5年度浜松市認定在宅医療・介護対応薬局推薦管理要領

(目的)

第1条 浜松市認定在宅医療・介護対応薬局事業実施要綱第4条に基づく推薦要件を定める

(推薦対象施設)

第2条 推薦対象施設は浜松市内の薬局とする

(推薦要件)

第3条 一般社団法人浜松市薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)の推薦要件は、次の各号をすべて満たす薬局とする

- (1) 薬剤師会が指定する研修会・交流会を3回以上受講している薬剤師が常勤していること。ただし、前年度の受講済証の交付を受けている薬剤師は、2回以上とすることができる
- (2) 薬剤師会が適切であると判断した薬局であること

(申し込み方法等)

第4条 申し込み方法等は次のとおりとする

- (1) 期日：2024年3月1日～2024年3月10日
- (2) 場所：浜松市薬剤師会事務局  
浜松市中区鴨江二丁目11番2号
- (3) 方法：浜松市認定在宅医療・介護対応薬局認定申請書(様式1)による  
なお、指定の研修を受けた薬剤師の異動等による認定薬局名の変更の場合は、申込期日に拘らずその都度申請することができる

(届出等)

第5条 認定を受けた薬局が、次の各号に変更を生じた場合は、すみやかに変更届(様式2)を提出しなければならない

- (1) 薬局名
- (2) 開設者
- (3) 指定の研修を受けた薬剤師
- (4) 所在地及び連絡先
- (5) 氏名変更に伴う薬剤師氏名

2 認定を受けた薬局は、その薬局を廃止し、又は指定の研修を受けた薬剤師が勤務しなくな

った場合は、すみやかに廃止届（様式3）を提出しなければならない  
（望まれる事項）

第6条 望まれる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市内関係団体が開催する多職種連携を目的とした研修会等に積極的に参加すること  
(多職種連携を目的とした研修会等)
  - ア 市及び医師会等が開催する多職種連携研修会
  - イ 地域包括支援センター等が開催する研修会
  - ウ その他多職種連携交流会等
- (2) 研修修了までに、近隣薬局をサポート薬局として複数連携を組んでおくこと
- (3) P浜ねっと会員となること

附則

1 この要領は、平成27年5月1日より施行する

附則

1 この要領は、平成28年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、平成29年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、平成29年10月1日より施行する

附則

1 この要領は、平成30年10月1日より施行する

附則

1 この要領は、平成31年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、令和2年1月7日より施行する

附則

1 この要領は、令和2年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、令和3年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、令和4年4月1日より施行する

附則

1 この要領は、令和5年4月1日より施行する

